

環境審議会地球温暖化対策専門委員会 主な論点

【全般】

- 新しい計画・条例を貫くコンセプト・目標（長期ビジョン）について「持続可能で低炭素な環境エネルギー地域社会をつくる」としてはどうか。

『長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書』26頁

全体を貫くコンセプトは「持続可能で低炭素な環境エネルギー地域社会をつくる」ことである。

その趣旨は第一に、環境・経済・社会における将来的なエネルギー制約やグローバル化、より中長期的な地球温暖化に伴う気候変動への耐性を備えるとともに、県民活動から排出される温室効果ガスを抑制し、吸収・固定化を促進する社会構造へ転換を図ることである。

第二として、県民活動に必要とされるエネルギー利用を効率化すると同時に、使用するエネルギーを輸入依存から地域資源で生み出される再生可能なものに転換し、それらが地域の活力と創造の源になるとともに、県民の意識や生活・行動様式において、環境配慮と精神的な豊かさを大切にする姿勢が醸成されるということである。

- 地球温暖化対策をめぐる国内外の状況およびこれまでの長野県の地球温暖化対策の取組をどのように踏まえるべきか。

『長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書』8頁

国際社会においては、地球温暖化対策の重要性が共有されている。国においても、同様の認識に立った上で、エネルギー政策、地球温暖化対策の検討を行っている。長野県としては、国際社会や国の動きを注視しつつ、地球社会の一員として積極的に取組を推進していく役割が期待されている。

- 長野県をめぐる社会・経済状況の変化をどのように踏まえるべきか。

『長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書』3頁

長野県は、人口の減少と経済の低成長化の傾向にある。そのため、温室効果ガス排出量やエネルギー使用量の総量が減少したとしても、それがエネルギー効率性の向上や地球温暖化対策の前進を伴っていない可能性がある。効率性の向上を社会経済の活性化に積極的につなげていく政策が必要とされる。

『長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書』12頁

近年の化石燃料の国際価格の上昇傾向は、今後も続くと予測されている。一方、自然エネルギーの国際市場は拡大傾向にある。経済構造を見ると、ドイツは経済成長してもエネルギー消費量などが増加しないが、日本では連動して増加する。長野県においても、エネルギー価格は経済・家計に直結している。また東日本大震災後、日本はエネルギー制約の下にあり、電力需要の抑制が急務といえる。

【計画】

- 関係する施策を総花的に盛り込むのではなく、目標とそれを達成するための効果的な施策を体系的に配する「戦略計画」として策定してはどうか。

『長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書』35頁

- 従来の計画体系を安易に踏襲することなく、ゼロベース（白紙）で計画体系を構築すること。同時に、計画および施策の実効性にも留意すること。
- 長期ビジョンおよび目標を実現するために、政策イノベーションに力点を置いた効果的な施策を選択し、集中的に取り組むための「戦略計画」として策定すべき。

- 地球温暖化対策のための計画という視点に加え、県のエネルギー政策体系（エネルギー自給戦略）としての側面を盛り込んではどうか。

『長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書』35頁

- 今日のエネルギー情勢に鑑み、自然エネルギーの導入目標や関係施策をとりまとめた県のエネルギー政策体系（エネルギー自給戦略）としての側面を有することも重要。温室効果ガス削減の視点に加えて、地域のエネルギー経済戦略、持続可能な地域づくりの推進、健康・安心への寄与に資するように考慮すべき。

- 計画の名称をどうするか。従来の名称を継続するか、あるいは性格の変化を踏まえた名称（例：「長野県環境エネルギー戦略計画」）とするか。

現行計画の名称

「長野県地球温暖化防止県民計画」

- 計画の期間を2013年度～2020年度（8ヵ年）とし、必要に応じて見直すとしてはどうか。定期的なレビューを行うとすれば、何年周期が適当か。

現行計画の期間

2008年度～2012年度（5ヵ年）

- 計画の体系について『提言書』の提案を基本としてはどうか。

『長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書』37頁

新しい「戦略計画」の体系案（別紙1）

- 計画の上位目標(指標)として「温室効果ガス排出量」「最終エネルギー消費量・最大電力需要」「自然エネルギー発電設備容量」を設定してはどうか。

『長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書』30頁

総合的な上位目標としては、次の指標を一つないし複数併用することが考えられる。

- ・ 温室効果ガス排出量(電力排出原単位変動型)
- ・ 温室効果ガス排出量(電力排出原単位固定型)
- ・ 最終エネルギー消費量
- ・ 自然エネルギー発電設備容量(+既存一般水力発電設備容量)

- 目標年度について、中期を2020年度、長期を2050年度としてはどうか。

『長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書』30頁

総合的な上位目標については、構造的な対策について、息の長い実施を促すためにバックキャストの発想で設定する長期目標(2050年度)と、当面の対策を推進するためにフォアキャストの発想で設定する中期目標(2020年度)の2層制とする必要がある。

- 「温室効果ガス排出量」の中期目標を「1990年度比-6%から-40%幅の範囲」のうち、どのような根拠に基づき、どこに設定すべきか。長期目標を「1990年度比-50%から-95%幅の範囲」のうち、どこに設定すべきか。電力排出原単位をどのように取り扱うか。部門ごとの目標配分はどうあるべきか。

『長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書』31頁

総合的な上位目標：2020年度

- 温室効果ガス排出量(電力排出原単位変動型)
県の現行目標や国の地球温暖化対策基本法案、IPCCが先進国に求める水準を踏まえると、1990年度比-6%から-40%幅の範囲内で検討することが妥当。
- 温室効果ガス排出量(電力排出原単位固定型)
県の現行目標や国の地球温暖化対策基本法案、IPCCが先進国に求める水準を踏まえると、1990年比-6%から-40%幅の範囲内で検討することが妥当。排出原単位については、県内の自然エネルギー発電設備容量を考慮した新たな排出原単位を設定することも差し引いたものを考えられる。

『長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書』31-32頁

総合的な上位目標：2050年度

- 温室効果ガス排出量
県の現行計画や国の地球温暖化対策基本法案、IPCCが先進国に求める水準を踏まえると、1990年度比-50%から-95%幅の範囲内で検討することが妥当。

『長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書』33-34頁

目標イメージ(別紙2)

- 「最終エネルギー消費量・最大電力需要」の中期目標を「データを入手しうる直近年度比 - 5% から - 15% 幅の範囲」のうち、どこに設定すべきか。長期目標を「データを入手しうる直近年度比 - 15% から - 50% 幅の範囲」のうち、どこに設定すべきか。エネルギーごとの目標配分はどうあるべきか。

『長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書』31 頁

総合的な上位目標：2020 年度

- 最終エネルギー消費量

2011 年度の県節電目標や国の電力使用制限令、地域社会への影響を考慮すると、最終エネルギー消費・最大電力需要とともに、データを入手しうる直近年度比 - 5% から - 15% 幅の範囲内で検討することが妥当。

『長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書』31-32 頁

総合的な上位目標：2050 年度

- 最終エネルギー消費量

国の電力使用制限令や海外での目標、地域社会への影響を考慮すると、最終消費エネルギー・電力とともに、データを入手しうる直近年度比 - 15% から - 50% 幅の範囲内で検討することが妥当。

『長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書』33-34 頁

目標イメージ（別紙 2）

- 「自然エネルギー発電設備容量」の中期目標を「データを入手しうる直近年度比 + 5% から + 15% 幅の範囲」のうち、どこに設定すべきか。長期目標を「データを入手しうる直近年度比 + 15% から + 50% 幅の範囲」のうち、どこに設定すべきか。電源種ごとの目標配分はどうあるべきか。自然エネルギー熱設備をどのように取り扱うべきか。

『長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書』31 頁

総合的な上位目標：2020 年度

- 自然エネルギー発電設備容量

国の法令や経済産業省の導入見込み、県内の資源ポテンシャルを考慮すると、最大電力需要に占める割合を、発電設備容量でデータを入手しうる直近年度比 + 5% から + 15% 幅の範囲内で検討することが妥当。

『長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書』31-32 頁

総合的な上位目標：2050 年度

- 自然エネルギー発電設備容量

国の旧エネルギー基本計画や県内の資源ポテンシャル、地域社会への影響を考慮すると、最大電力需要に占める割合を、発電設備容量でデータを入手しうる直近年度比 + 15% から + 50% 幅の範囲内で検討することが妥当。

『長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書』33-34 頁

目標イメージ（別紙 2）

- 「自然エネルギー自給率」をどのように算出すべきか。自然エネルギー熱設備をどのように取り扱うべきか。

『長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書』31頁

- 自然エネルギー自給率

基準年度の最大電力需要を分母とし、そこに占める自然エネルギー発電設備容量と既存の県内一般水力発電設備容量の和を分子で示す場合、「自給率 = (自然エネルギー発電設備容量 + 県内一般水力発電設備容量) / 基準年度の最大電力需要」となる。

(2010年度の場合)

自給率 61% = (自然エネルギー発電設備容量 10.1 万 kW + 既存小水力 67.5 万 kW + 既存一般水力 101.7 万 kW) / 2010年度長野県内最大電力需要 293 万 kW

(2020年度の場合) 自給率 66% ~ 76%

- 施策の進捗状況を評価するための下位目標（指標）をどうすべきか。

『長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書』37頁

下位目標（指標）案（別紙1）

- 上記の他、環境・経済・社会の側面を統合しつつ、施策の進捗状況を評価できる指標を設定できないか。

『長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書』30頁

環境、経済、社会の側面を統合しながら施策の進捗状況を評価する指標として、県民所得当たりの排出量や可住面積当たりの排出量などを示すことが考えられる。定量的な目標に代え、夢やインパクトのある定性的な目標の設定や共有（例：100%自然エネルギーコミュニティづくり）をすることが望ましい。

- 計画に定める政策体系について『提言書』の提案を基本としてはどうか。

『長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書』39頁

新しい「戦略計画」の体系案に基づく政策パッケージ案（別紙3）

- 計画の推進・評価体制を構築するにあたり、留意すべきことは何か。

『長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書』36頁

- 執行過程においても、市町村や県民などと積極的に連携・協働することが重要である。進捗状況については、環境審議会は当然のことながら、様々な機会を捉えて市町村や県民に説明し、意見を聞くことが重要である。
- 予算に反映できる時点で点検作業を行うなど、効果的な進行管理の仕組みが必要。
- 縦割りではなく、部局を超えた総合政策を立案、推進していくことが重要。その手法として、部局横断的な組織や統括職の設置を検討したり、首長による環境演説を実施したり、あるいは予算に特別枠を設けたりすることも考えられる。

【条例】

- 地球温暖化対策のための条例という視点に加え、県のエネルギー政策を裏付ける条例としての側面を盛り込んでどうか。

『長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書』35頁

- 条例を見直すに当たっては、地域のエネルギー経済の構築、持続可能な地域づくりの推進といった観点から再構築することも検討すべき。
- 条例の名称をどうするか。従来の名称を継続するか、あるいは性格の変化を踏まえた名称（例：「長野県環境エネルギー条例」「長野県低炭素地域推進条例」）とするか。

現行条例の名称

「長野県地球温暖化対策条例」

【政策・制度】

- 排出抑制計画書制度の実効性を高めるに当たり、対象の設定、中小事業者の参加、指導・助言・評価の手法、表彰の基準、新たに導入すべき評価ポイント（グリーン電力証書の活用やノーマイカー通勤、大規模集客施設の交通対策など）をどうすべきか。

『長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書』40頁

- 排出抑制計画書制度は、他の自治体における運用実績および関係法の実効性補完の役割から意義ある制度だが、より実効性を高めるために、対象の拡大や指導・助言・評価の実施、事業者の環境活動（グリーン電力証書の購入やノーマイカー通勤など）を促進する多様な評価ポイントを導入するなど、制度の充実が必要。中小事業者に対しては、排出抑制計画書制度への任意参加を認めるとともに、省エネ診断や省エネ設備のモデル事例に関する情報提供など、参加を促す支援策も必要。

- 意欲的な事業者との協定制度的実効性を高めるに当たり、締結の基準や支援策をどうすべきか。フロン類等の対策を促進するための協定はどうあるべきか。

『長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書』40頁

- 事業者の自主的な取組を促進するため、意欲的な温室効果ガス削減目標を定めた事業者と協定を締結し、取組を支援する仕組みも有効と考えられる。排出抑制計画書制度に加え、事業者の省エネ取組を支援するための施策を組み合わせて行うことも有効。
- 現行のエコアクション取組支援としての事業税減税の制度を発展させるなど、排出抑制計画書制度・協定制度的参加事業者への支援といった点からの税制の措置を検討することも有効。

『長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書』44頁

- フロン類等への対策は排出抑制計画書制度において対象としているが、フロン類等を大量に使用する事業者は比較的特定しやすいことから、特別な取組を行う事業者と協定を締結し、県が当該当事者の取組支援を行うスキーム（枠組）が有効。

- 家庭および小規模な事業所の省エネルギー促進について、効果が高く、県民が広く参加でき、かつ費用が少ない仕組みとしてはどのようなものがあるか。

『長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書』40頁

- 家庭（およびそれに準じる小規模な事業者）での対策は、住民に対して直接的な施策を行える市町村が中心的となることが望ましく、市町村の実施する取組を支援することが県の主要な役割と考えられる。
- 県は、長野県地球温暖化防止活動推進員や企業活動などで県民に接する者などにおいて、家庭の省エネを助言できる人材を養成して、県民の家庭の省エネ診断や、市町村、自治会、各種団体が主催する省エネ講習会に派遣できる仕組みを整えることが有効。
- 各家庭の省エネ診断事業について、市町村と連携して大規模に実施するとともに、受診を機器補助などの資格要件にすることにより、各家庭の省エネ対策提案と行動支援を効果的に連携させることも考えられる。事業実施に当たっては、例えば、節電により供給設備投資を減らせる電力会社から事業への経済的な協力を得つつ、事業を実施することも考えられる。

- 家電の省エネルギー表示制度について、現行のエアコン・冷蔵庫・テレビに加え、統一省エネルギーが設けられている暖房便座・照明器具も対象とすべきでないか。

『長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書』41頁

- 省エネルギー表示制度は、努力義務にとどまっている国の制度を義務化によって補完するものであり、家電の効率化を促進することから、照明や電気便座などに対象を拡大した上で、継続することが妥当。代替製品が確立しており、明らかに省エネ性能の劣る製品が県内で販売されている場合には、小売事業者との協定などにより、効率の悪い製品の販売自粛を要請することも考えられる。

- 建築物環境配慮計画書制度の実効性を高め、建築物のエネルギー性能・燃費を客観的に「見える化」する制度へ転換するに当たり、大規模建築物向けの仕組み、住宅など中小規模建築物向けの仕組み、対象の線引き、評価ツールをどのようにすべきか。制度や技術の普及はどのようにすべきか。

『長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書』41頁

- 県内の施設・住宅について、建築物のエネルギー性能・燃費を客観的に「見える化」することが有効。それに当たっては、県内の中小零細事業者においても円滑に運用できるよう、講習会のきめ細かい開催、技術普及、制度周知などの支援策をパッケージで講じることが重要。
- 建築物環境配慮計画書制度は、建築物のエネルギー性能の「見える化」など、環境性能を定量的に評価できる新たな制度に移行することが望ましい。環の住まい整備推進事業は、県産材利用という従来の取組と新たな制度と組み合わせて最高品質の住宅（信州型パッシブハウス）への補助事業とすることが考えられる。

- 建築物の新築・改築時を捉えて、自然エネルギー設備の導入を促進する制度は、どうあるべきか。住宅など小規模建築物を対象とする場合、実効性をどのように確保すべきか。

『長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書』42頁

- 建築物への自然エネルギーの普及とコスト抑制を両立する観点および需要拡大の観点、他の自治体での実績から見て、新築・改築時に併せて自然エネルギー設備導入の検討を義務づけする制度や導入自体を義務づけする制度は有効。

- 自然エネルギーや未利用エネルギーを活用した自然エネルギー自給型まちづくり、公共交通を重視した低炭素型まちづくりなど、面的な対策に取り組む街区・コミュニティを支援するためには、どのような仕組みが効果的か。

『長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書』41頁

- 自然エネルギー100%自給型コミュニティや低炭素型まちづくりを目指す地域に対しては、モデル地区としての指定や協議会、計画策定などの仕組みづくりを行い、当該の市町村や地域の面的取組を助言・支援していくことが考えられる。

- 現行の自動車環境情報の提供制度を継続・強化する際に留意すべき点は何か。

『長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書』43頁

- 現行の自動車環境情報の提供制度（販売事業者への義務）およびアイドリング・ストップ実施周知制度（駐車場所有者への努力義務）は、販売した車の平均燃費の報告を行うようにするなど、事業者によるエコマイスター（省エネ情報の説明を消費者に対して行う販売者）の取組などを通じて事業者との連携を高め、継続・強化することが妥当。
- 自然エネルギーの普及と地域経済の活性化を統合して進めるに当たり、どのような施策・仕組みが効果的か。電力設備のみならず、熱設備においても自然エネルギーの普及をすすめるには、どのような施策・仕組みが効果的か。

『長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書』41-42頁

- 温室効果ガス削減および地域活性化の観点から、一村一自然エネルギー事業による地域協働の自然エネルギー事業を展開するとともに、自然エネルギー100%自給型コミュニティを創出し、自然エネルギー自給率を高めることが重要。そのため、太陽光・小水力・バイオマスなど、豊かな自然資源および地域資金を活かした、民間事業者やNPOなど地域の主体による自然エネルギーのベンチャービジネス、コミュニティビジネスの拡大促進は有効。
- 自然エネルギーの普及については、担い手の育成やビジネスモデルの創出、ファイナンス（事業資金）の確保、立地の促進などのソフト面が極めて重要なことから、それらの支援策をパッケージで講じるとともに、市町村や自然エネルギー信州ネットなどを通じた地域の関係主体との連携を積極的に進めるべき。特に、金融機関との連携によるプロジェクトファイナンスの推進、市民の資金を自然エネルギー分野にまわすグリーン電力基金、全県的な自然エネルギーファンドなどを関係者との連携によって構築していくことが重要。また、地域資金の円滑な調達や技術・エンジニアリングに関する助言など、自然エネルギー事業の立ち上げに必要な支援をワンストップで提供する中間支援の仕組み・中間組織が重要。
- 上記を進めていくためには、産官学民の連携により自然エネルギーの普及を促す全県的な中間支援組織（自然エネルギー信州ネット）の活動を発展させていくことが必要。地域レベルで関係者間のネットワーク化を進め、具体的な事業の展開を促す地域協議会の立ち上げや活動を支援していくことが重要。地域レベルでの自然エネルギーの事業化を支援・調整する専門組織として、中間支援組織の発展をサポートしていくことも有効。
- 需要側の自然エネルギー導入を加速的に進めていくために、自然エネルギー設備の導入による効果を「見える化」していくとともに、初期投資の負担なく売電収入などで支払いをする初期投資ゼロのビジネスモデルなどの確立・普及など、補助金に依存せず、新たなビジネスの展開により普及を進めていくことは有効。
- 熱利用に対するグリーン熱（太陽熱、地中熱/地下熱、木質バイオマスストーブなど）の供給拡大は寒冷地におけるエネルギーの効率的利用という観点から見て、極めて重要。自然エネルギーの導入を検討する制度においても、グリーン熱設備の導入を優先的に検討できるようにすべき。
- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再生可能エネルギー促進法）に基づく全量固定価格買取制度を活用した自然エネルギー発電事業を推進するとともに、公共施設における自然エネルギーの導入を促す観点から、県有施設などの公共施設の屋根や未利用地を事業者に貸し、太陽光などの自然エネルギー事業を促進することは有効。公共施設での電力調達のグリーン化についても検討していくことが有効。

- 再生可能エネルギー計画書制度について、エネルギー供給事業者による県民への情報提供の側面を強化する場合、どのように見直すべきか。

『長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書』43頁

- 効果的な電力需要抑制対策を進めるため、電力需給に関する正確な状況とその根拠、ピーク抑制の有効な手法、電力の熱利用に際してのエネルギーロス（喪失）、家庭での省エネ手法など、県民への的確な情報提供に努めることが重要。県民への情報提供および効果的な政策立案のため、電力事業者を含むエネルギー供給事業者に対し、情報提供を適宜求めることも必要。

- 地球温暖化への適応を進めるに当たり、県内のモニタリング体制や適応技術・手法開発ネットワーク体制、リスクコミュニケーションはどうあるべきか。

『長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書』44頁

- 地球温暖化の県内への影響を把握するとともに、影響評価の精度を高める必要があることから、県全域での恒常的モニタリング（観測）体制の構築、ならびに影響評価研究の成果を県民と広く共有するためのリスクコミュニケーションを進めることが重要。
- 地球温暖化の影響に適応するための取組を推進するため、県環境保全研究所を核とした県内の研究・専門機関との適応技術・手法開発ネットワークの構築、県内外の研究・専門機関と連携した適応策立案手法の研究、さらには研究開発成果を踏まえて、県の各部局をはじめとする行政機関が各行政計画や施策に適応の視点を盛り込むとともに、事業者や県民への情報提供を進めることが重要。

【その他】

- 新たな計画・条例に基づく取組が十分な成果を上げない場合、どのような政策・制度を検討すべきか。検討開始の如何を判断するに際しての目安は何か。

『長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書』49頁

- 事業者 目標を自主設定し、目標達成を努力義務とする排出抑制計画書制度を強化しても、その実効性が不十分である場合には、一定レベルの目標を設定、当該事業者の削減を義務づける制度の導入も、検討すべき選択肢の一つである。排出量が目標を超過したときには、超過量に応じて賦課金を課したり、削減目標を大幅に上回った他の事業者から排出枠を調達できるようにしたり、超過量に相当する分のグリーン電力証書を購入できるなどの仕組みと組み合わせることが考えられる。
 - 事業者 汚染者負担の原則に鑑みると、温室効果ガスの排出や環境への影響に対するコストについて、製品・サービスの生産者、それを享受した消費者が負担することが望ましい。エネルギー利用に当たって、排出するCO₂の量に課税する炭素税（環境税）など、市場メカニズムを活用した政策によって、環境へのコストを価格に含めることを通じて、省エネや自然エネルギーに取り組む者が経済的に優位となり、環境負荷を低減することが活力を生む経済システムをつくることも、中長期的な検討課題である。
 - 家庭 短期的には県民の自主的な取組を促していくことが重要である一方、中長期的にはフリーライダー（ただ乗り）の出ない仕組みを検討することが課題となる。その際、市場メカニズムの活用が重要な視点となることから、前述の炭素税（環境税）により、家庭の省エネ、自然エネルギーの取組に経済的インセンティブを与えていくことも重要。
 - 交通 交通需要を適正に管理するためには、個別の状況を仔細に検討した上で、地域ごとの特性に合った手法を丁寧に導入することが重要である。手法検討に当たっては、公共交通や自転車道の整備や交通流の円滑化などのハード的手法、トランジットモールの設置やカーフリーエリア（自動車を利用しない都市空間）の設定などの規制的手法、ロードプライシングなどの経済的手法、モビリティ・マネジメントなどの情報的手法をそれぞれ適切に組み合わせることが効果的。
 - 建築 エネルギー性能を「見える化」する制度は、建主の選択肢を拡大するものの、必ずしもエネルギー性能の高い建築を義務化するものではない。その実効性が不十分である場合、一定のレベルを設定し、それ以上の性能を義務化する制度の導入も、検討すべき選択肢の一つ。
 - 自然エネルギー 新築・改築時に併せて自然エネルギー設備の導入を検討する制度は、建主に自然エネルギー設備の有用性検討の機会を提供するものの、必ずしも自然エネルギー設備の導入を義務化するものではない。その実効性が不十分である場合、自然エネルギー設備の導入義務化や熱需要の一定以上を自然エネルギーで賄うことの義務化も、検討すべき選択肢の一つ。
- これまでの論点および「長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書」に含まれていない点で、計画や条例を策定するに当たって特に留意すべきことは何か。

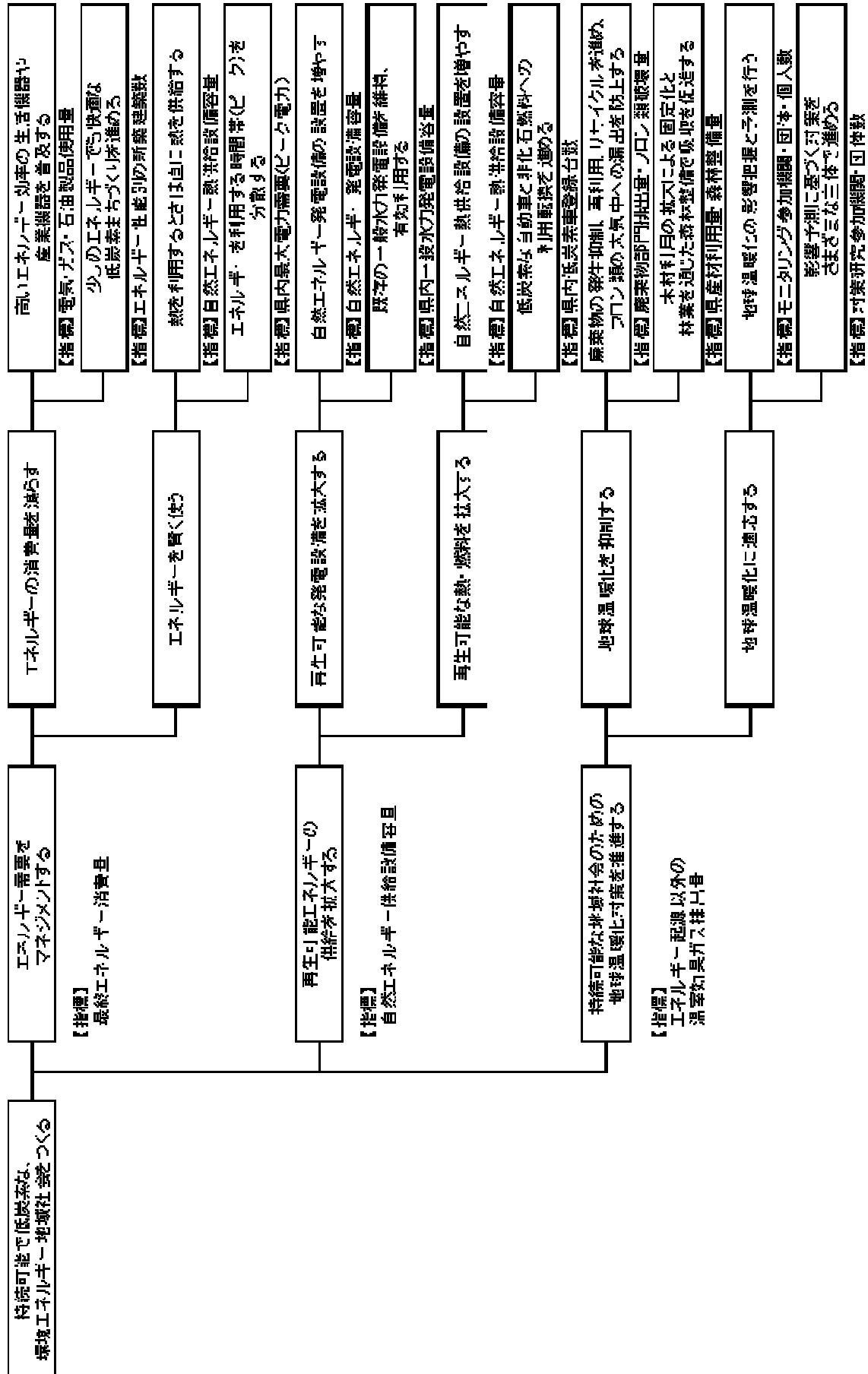
【新しい「脱炭計画」の体系案】

下位目標

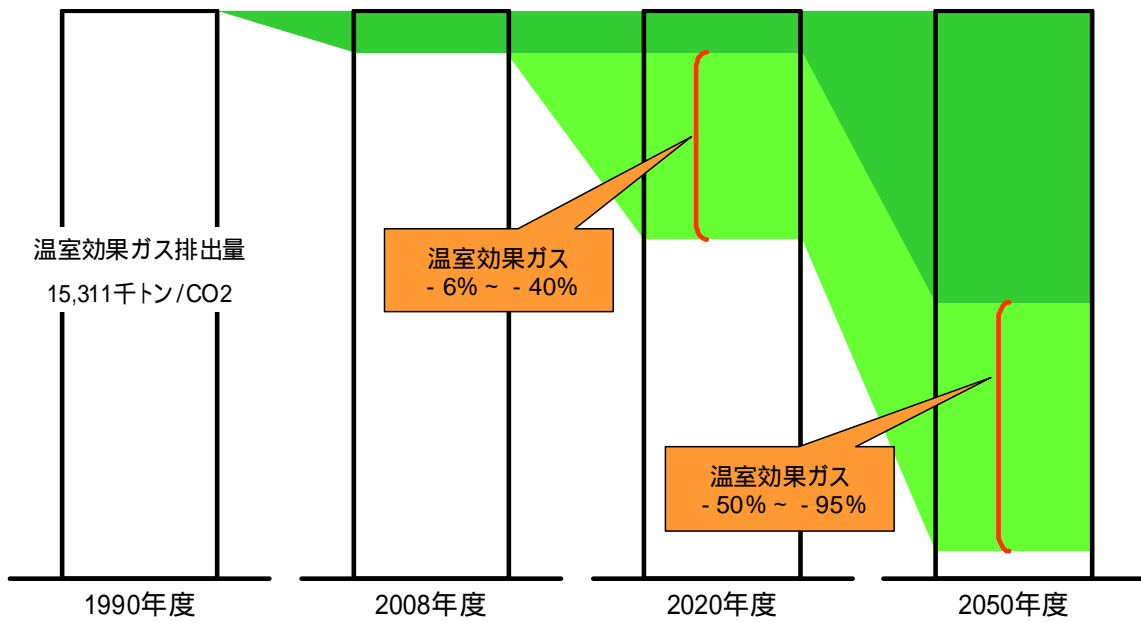
中位目標

上位目標

ビジョン

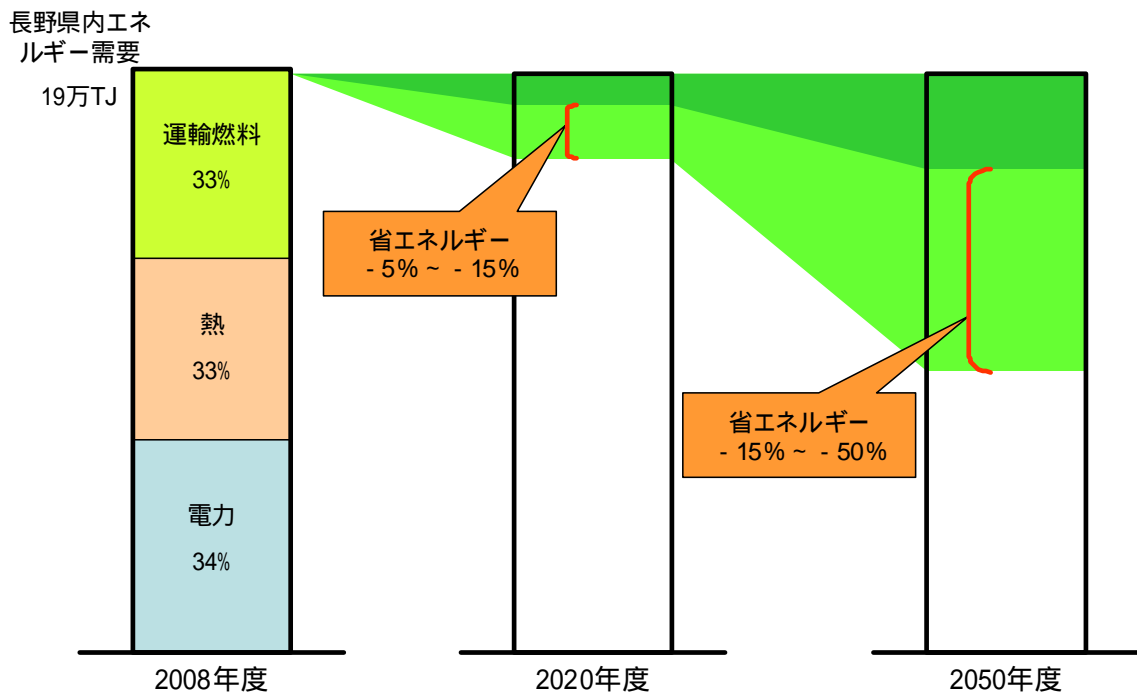


【目標イメージ（温室効果ガス排出量）】



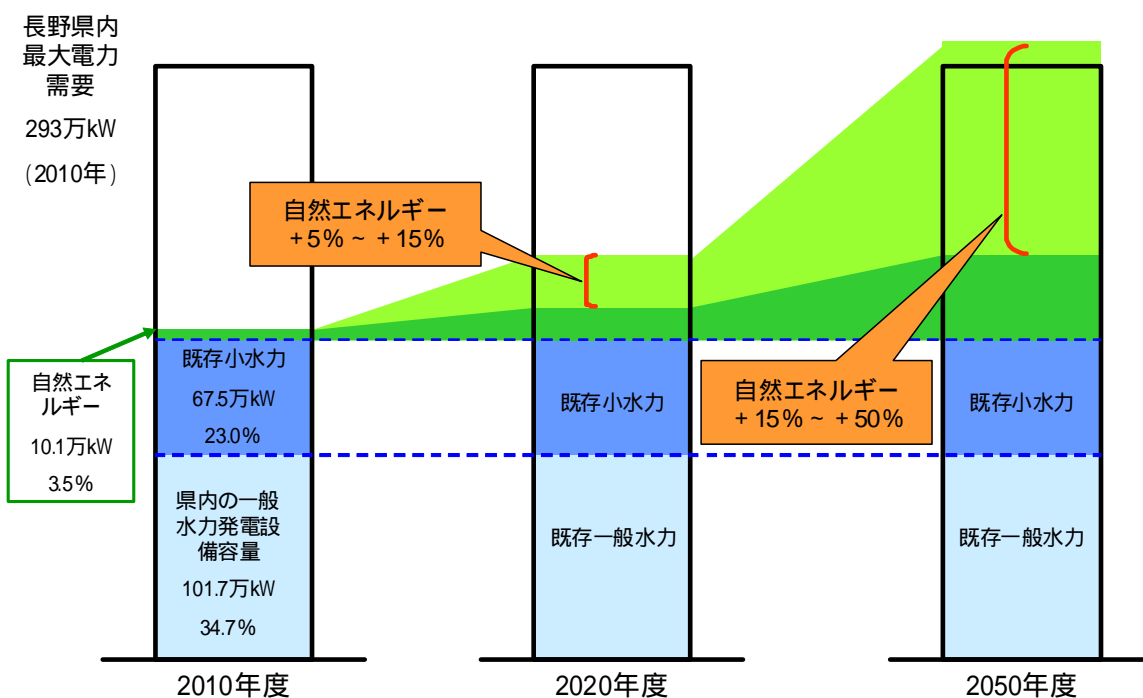
* 黄緑色の部分は、本文で示した目標の幅を表している。この幅の中で目標を設定する。

【目標イメージ（最終エネルギー消費量）】



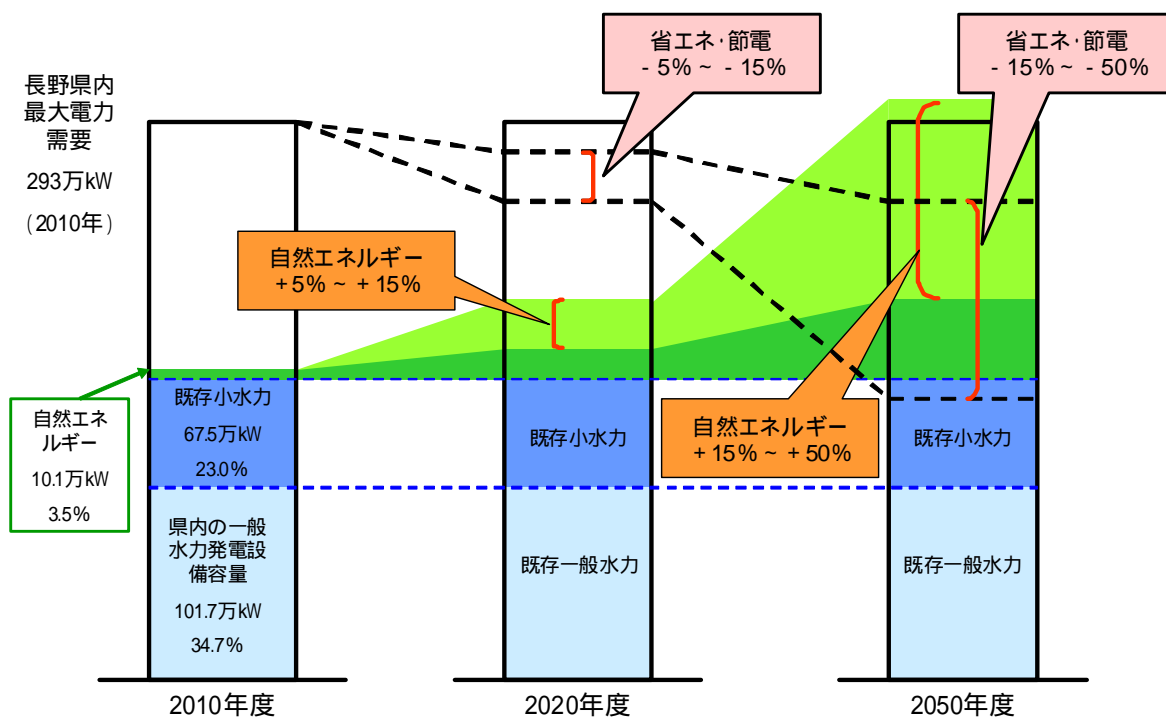
* 黄緑色の部分は、本文で示した目標の幅を表している。この幅の中で目標を設定する。エネルギー組成別の割当は未検討のため、示していない。

【目標イメージ（自然エネルギー発電設備容量）】



* 黄緑色の部分は、本文で示した目標の幅を表している。この幅の中で目標を設定する。長野県のピーク電力に対して、県内にどれだけの発電能力があるかを図示化したもの。「自然エネルギー」とは太陽光発電・バイオマス発電・地熱発電・風力発電と新設の小水力発電を指す。「既存小水力」とは3万kW以下の流込式水力発電設備を指す。「既存一般水力」とは水力発電設備のうち、「既存小水力」と揚水発電設備を除いたもの。図表2-5も同様。

【目標イメージ（自然エネルギー発電設備容量 + 最終エネルギー消費量削減）】



* 一次エネルギー消費の省エネ目標について、電力においても同じだけ省エネ・節電が必要になると仮定した上で、図表2-4と組み合わせたもの。

【新しい「戦略計画」の体系案に基づく政策パッケージ案】

下位目標

政策パッケージ

